

証券担保ローンのご案内

令和7年12月2日現在

【ご利用案内】

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都中央区にお住まいまたはお勤めの方 ・東京・神奈川・埼玉・千葉(1都3県)にお住まいで、かつ1都3県に本支店のある証券会社にお取引のある方 ・1都3県にある証券会社および証券関連団体にお勤めの方 <p>上記のいずれか1つに該当する方で 「年齢が満18歳以上70歳以下の方」で「安定した定期収入がある方」</p> <p>※法人名義でのお申込みは別途ご相談ください(web申込み不可)</p>								
資金用途	ご自由。お車の購入、旅行、リフォーム資金、お子様の教育資金など幅広くご利用いただけます。								
ご融資金額	<p>30万円～2億円以内(初回お取引は原則5千万円を上限とさせていただきます。)</p> <p>但し、お差入れいただく担保品の時価評価額に対してご融資できる金額の割合は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>プライム市場上場株式</td> <td>時価65%以内</td> </tr> <tr> <td>スタンダード市場上場株式</td> <td>時価60%以内</td> </tr> <tr> <td>グロース市場上場株式</td> <td>時価50%以内</td> </tr> <tr> <td>上場投信受益証券</td> <td>時価65%以内</td> </tr> </table> <p>※株式相場等の動向や担保の内容等によっては、上記割合よりも低い割合を適用させていただきますことがあります。</p> <p>※5千万円を超える場合は別途、ご相談下さい。</p>	プライム市場上場株式	時価65%以内	スタンダード市場上場株式	時価60%以内	グロース市場上場株式	時価50%以内	上場投信受益証券	時価65%以内
プライム市場上場株式	時価65%以内								
スタンダード市場上場株式	時価60%以内								
グロース市場上場株式	時価50%以内								
上場投信受益証券	時価65%以内								
融資期間	最長2年 ※再審査のうえ更新も可能です。								
貸付方式	手形貸付(6ヶ月ごとに書替え)								
お利息	3ヶ月毎の先払いとなります。								
融資金利	<p>株式担保 年1.000%～年3.625%</p> <p>※当組合の証券担保ローンを初めて利用される方に限り、お借入日から6ヶ月間、年1.00%～年1.75%の金利を適用させていただきます。</p> <p>《申込金額500万円以上の方はお借入日から6ヶ月間、年1.00%を適用》</p> <p>《申込金額500万円未満の方はお借入日から6ヶ月間、年1.75%を適用》</p> <p>※金利は金融情勢により変更する場合があります。お取引時の金利は当組合にお問い合わせください。</p>								
担保有価証券	<p>プライム市場上場株式・スタンダード市場上場株式・グロース市場上場株式・REIT・ETFなどのうち当組合が適当と認める銘柄</p> <p>※株式等の発行体の業務や財産状況の変化等により、お差入れ中の担保品について、当組合が担保として受け入れることが適当でないと判断した場合には、担保品の差換えをお願いすることがあります。</p> <p>※担保有価証券は、原則、複数銘柄を差し入れしていただくこととしています。</p> <p>単一銘柄担保でもご融資させていただく場合がありますが、差し入れしていただく銘柄がプライム市場上場銘柄以外の場合は維持掛目等の水準が通常よりも低くなりますのでご注意ください。</p>								
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・実印 ・お取引印 ・印鑑証明書(作成後3ヶ月以内) ・本人確認書類(運転免許証、個人番号カード等の写し) ・マイナンバー確認書類(個人番号カード、通知カード等の写し) ・前年度の年収が分かるもの(源泉徴収書・課税証明書等) ・証券口座確認書類 (年間取引報告書の写し等で「証券会社名」「支店名」「口座番号」「お名前」の記載があるもの) ・税金の滞納がないことを確認できる書類(納税証明書等) <p>【確定申告をしている方】 税務署で取得する納税証明書その1, その2(両方が必要になります) 市区町村で取得する納税証明書</p> <p>【確定申告をしていない方】 市区町村で取得する納税証明書</p> <p>※法人の場合は電話にてご相談ください</p>								
諸費用	お利息やご返済金をお振込いただく際のお振込み手数料・印紙税は、ご負担頂いております。								

【担保が不足した場合の取扱い】

担保掛目は常に70%以下を維持していただきますようお願いいたします。 担保掛目の改善請求は次に掲げる担保掛目(担保品の時価に対するご融資額の割合)に応じ、段階的に行います。	
掛目75%以上	担保改善請求書により、担保掛目の改善を請求させていただきます。
掛目85%以上	担保改善通知書により、担保掛目の改善を請求させていただきます。
掛目92%以上	内容証明による担保改善通知書により、担保掛目の改善を請求させていただきます。 発送日から5営業日以内で改善手続きを行っていただきますが、請求させていただいた期間内に担保掛目が改善されなかった場合には、担保処分によりご融資債権を回収させていただくこととしております。その結果、残債務が生じた場合には、これを直ちに弁済していただくこととなります。

* 差入銘柄がプライム市場上場銘柄以外で単一銘柄の場合は以下の基準で管理させていただきます。

担保掛目は常に65%以下を維持していただきますようお願いいたします。 担保掛目の改善請求は次に掲げる担保掛目(担保品の時価に対するご融資額の割合)に応じ、段階的に行います。	
掛目65%以上	担保改善請求書により、担保掛目の改善を請求させていただきます。
掛目75%以上	担保改善通知書により、担保掛目の改善を請求させていただきます。
掛目85%以上	内容証明による担保改善通知書により、担保掛目の改善を請求させていただきます。 発送日から5営業日以内で改善手続きを行っていただきますが、請求させていただいた期間内に担保掛目が改善されなかった場合には、担保処分によりご融資債権を回収させていただくこととしております。その結果、残債務が生じた場合には、これを直ちに弁済していただくこととなります。

※複数銘柄であっても、1銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上となる場合は単一銘柄として取扱いを行います。

※改善請求文書の発送基準掛目は融資実行時の受入担保状況により決定を行います。

※担保不足時のご対応についての詳細は当組合にお問い合わせ下さい。

《ご利用にあたっては、特に以下の点を十分ご留意下さい。》

- ・お申込みにあたっては、当組合における所定の審査があります。
- ・審査の結果、ご要望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・有価証券の銘柄によっては担保としてお取扱できない場合があります。
- ・担保有価証券の時価の値下がり等によりご返済や担保の差入が必要になる場合があります。

◇—————お問い合わせ先—————◇

シクミ ナンバーワン

フリーダイヤル 0120-493-781 (受付時間: 平日9時~17時)